

令和3年度第1回 伊達市入札監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時

令和3年6月29日(火) 午前10時から午前11時15分まで

(2) 場 所

伊達市役所 議会棟2階 特別会議室

(3) 出席者

ア 委 員

伊藤 宏委員長、尾形省二委員、紺野明弘委員、菅野秀夫委員、
大宮博隆委員

イ 事務局

財務部長、財政課長、契約検査係長、契約検査係主査、
契約検査係主任技師

ウ 工事担当課

健康福祉部 健康推進課長

健康福祉部 健康推進課 副主幹兼健康企画係長

教育部 教育総務課 主幹

教育部 教育総務課 副主幹兼施設管理係長

教育部 教育総務課 主査

建設部 建築住宅課 技査

建設部 土木課長

建設部 土木課 副技幹兼維持管理係長

建設部 土木課 主任技師

未来政策部 霊山総合支所 参事兼総合支所長

未来政策部 霊山総合支所 副総合支所長兼地域総務係長

未来政策部 霊山総合支所 技査

建設部 水道課長

建設部 水道課 副主幹兼水道施設係長

建設部 水道課 技査

(4) 次 第

1 開 会 財政課長

2 あいさつ 伊藤委員長、財務部長

3 議 事

(1) 報告事項

① 市発注工事等の入札結果について・・・資料1-1 ～ 資料1-2

(対象期間：令和3年1月1日～4月30日)

② 入札参加資格制限措置に関する状況について・・・・・・資料2

(対象期間：令和3年1月1日～4月30日)

(2) 審議事項

- ① 抽出事案について・・・・・・・・・・資料3

(対象期間：令和3年1月1日～4月30日)

- ② 抽出事案の審議について・・・・・・・・資料4-1 ～ 資料4-5

4 その他

5 閉 会 財政課長

2 議事の内容

(1) 報告事項

① 市発注工事等の入札結果について

【契約検査係長】

資料1-1、資料1-2により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【大宮委員】

入札方式の条件付一般競争入札とは、価格のみの入札となるのか。福島県が行っている総合評価の方式ではなく、価格のみの入札となるのか。

【財政課長】

そのとおりである。

【大宮委員】

令和2年度分の発注工事集計の中で、入札方式別の契約件数について、参考に教えてほしい。

【契約検査係主任技師】

条件付一般競争入札は50件、指名競争入札は59件、随意契約は12件となっている。

【伊藤委員長】

対象期間内の契約件数は5件との報告であるが、なぜ少ないのか。理由はあるか。

【財政課長】

令和2年度は災害復旧が多く、早期発注・早期復旧に努めるため、年間を通して発注件数は多くなっているが、通常1月から3月に発注し、契約を行う工事はあまり無いのが通例となっている。

【伊藤委員長】

例年、この程度の件数となっていたか。

【契約検査係主任技師】

昨年度は、条件付一般競争入札3件、指名競争入札0件、随意契約7件であった。

【伊藤委員長】

工事の平準化を考えていかなければならないということもあるのではないかと考えられる。

② 入札参加資格制限措置に関する状況について

【契約検査係長】

資料 2 により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【紺野委員】

番号 4 の件について、発覚した時期はいつか。

【水道課長】

令和 2 年 10 月頃に発覚した。

【伊藤委員長】

10 年間、なぜ発覚しなかったのか、なぜ発覚したのか。

【水道課長】

水道設置者の母が亡くなり、世帯主から水道料金の引落としがされていないと発覚したため、明らかとなった。

【伊藤委員長】

施工を行った業者の敷地に水道メーターを設置した、ということか。

【水道課長】

施工した業者が請け負った民間の方の自宅に不正のメーターを設置したものの。

【伊藤委員長】

水道料金を安くするというような設置か。

【水道課長】

申請の工事内容は、宅地内までの引き込みで完了する内容であったにも関わらず、届出に無いメーターを設置し、通水工事を行ったもの。

【伊藤委員長】

メーター自体は不正なものではなかった、ということか。本来の工事範囲を逸脱して工事を行った、ということか。

【水道課長】

会社の敷地内にあったメーターを装着した、ということである。

【伊藤委員長】

亡くならない限り、分からなかったのか。

【水道課長】

亡くならない限り表沙汰にはならなかったと思われる。

【伊藤委員長】

水道料金そのものの不正には繋がっていたのか。

【水道課長】

10 年間水道料金が支払われていなかったため、業者に対して 10 年分の水道料金を請求しているところである。

【伊藤委員長】

使用量は把握できたのか。

【水道課長】

2ヵ月分の平均でもって10年間の水道使用量を算出している。

【伊藤委員長】

時効の点はどうか。10年分請求できるのか。

【紺野委員】

5年分ぐらいではないか。

【水道課長】

顧問弁護士に相談し、10年分請求できるという指導の下に請求を行っている。

【紺野委員】

使用者はその家庭であるが、そちらには請求を行わないのか。水道を使用したのは家庭であるので、相続人に請求をすべきではないか。何か理由があるのか。

【水道課長】

請求先は使用者で、使用者と請負業者との話し合いにより、請負業者側で支払うという形となった。

【紺野委員】

市として、他の家庭の水道使用状況を調査することは考えられているか。

【水道課長】

宅地内までの引き込みで、その後の工事が進んでいない件については、進捗状況を確認するなどして適正な工事が行われているか確認している。

【紺野委員】

なかなかない事例ではあるが、制限措置期間が3ヵ月は軽いように感じるが、要綱に基づいての判断か。

【契約検査係長】

伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱及び運用基準を設けており、その中で不正または不誠実な行為については、その内容によって当該認定をした日から1箇月以上12箇月以内という基準を定めている。

【伊藤委員長】

10年分の使用料はどのくらいか。

【水道課長】

毎月1万円ほどであったため、120万円ほどの金額になる。

【伊藤委員長】

水道法が改正され、水道事業の民営化等の動きになっているが、より一層問題が起きかねないと疑う事例であったと感じられる。しっかりと業務を行ってほしい。

(2) 審議事項

① 抽出事案について

【契約検査係長】

【資料3】により説明

対象期間内の案件が5件のみであったため、すべての案件に関して審議を行うことを事務局から報告を行った。

《委員からの質問及び回答内容》

質疑なし

② 抽出事案の審議について

・2020000809 霊山総合福祉センター空調機改修工事

【契約検査係長】

【資料4-1】により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【伊藤委員長】

参加可能業者は何者か。

【財政課長】

20 者となっている。

【大宮委員】

今回の対象期間に限らず、参加可能業者数が少なく、範囲を広げたという件はあるか。

【財政課長】

特定の入札に関して範囲を広げるのではなく、年度当初の資格審査委員会の中で、参加可能業者数が2桁にならない場合は上位ランクの業者も参加できるというルール作りをしており、全ての条件付一般競争入札の応札可能者数が2桁になるよう設定している。

・2020000836 霊山中学校校舎空調設備等改修工事

【契約検査係長】

【資料4-2】により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【尾形委員】

3 者も最低制限価格を下回っているが、理由があるのか。

【契約検査係主任技師】

工事内容は複雑なものではなく、また参考見積単価を公表していることもあり、積算は難しいものではなかったと考えられ、また、工期が令和3年8月末までと長く設定していることもあり、競争性が働き過ぎた結果、最低制限価格を下回ってしまったと推測される。

【伊藤委員長】

資料4-1の案件も同じく空調設備等改修工事であるが、工事内容等に違いはあるのか。

【契約検査係主任技師】

どちらも空調設備機器の改修工事となり、同じような工事内容であったと思われる。

・ 2020000864 市道保原箱崎線舗装修繕（２期）工事

【契約検査係長】

資料４－３により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【伊藤委員長】

落札率 89.8%は低いと思われるが、舗装工事は低く出やすいものなのか。

【契約検査係主任技師】

過去の案件についても確認したが、舗装工事については落札率が低くなる状況にあると捉えている。積算基準に基づき設計されており、入札参加業者の方でも積算しやすい工事であると推測している。

【伊藤委員長】

舗装工事のような単純な工事であれば積算がしやすく、最低制限価格ギリギリのところで狙えるというところなのだろうか。

【紺野委員】

施工長さが 200m程に対して工期が 9 日間という設定は、標準的な工期の長さなのか。

【財政課長】

国の翌債承認及び市の繰越明許の手続きを 3 月議会で行っている案件であり、承認がされ次第工期の延長が可能であると入札参加業者へは説明を行っていた工事である。

【土木課長】

土木の標準積算基準の中で、金額に応じて標準工期が設定されている。本工事においては 6 月末まで工期を設定し、延伸をした変更契約の手続きを取る形で工事を進めている。

【紺野委員】

工期が短いという理由から応札者が少ないのではと考えたところであったが、そうではないと理解した。

・ 2020000815 霊山こどもの村案内看板改修工事

【契約検査係長】

資料４－４により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【伊藤委員長】

条件付一般競争入札で取りやめとなり、指名競争入札に移行した案件か。

【財政課長】

11 月に条件付一般競争入札で公告を行ったが、1 者のみの申請となり、指名競争入札へ移行した案件である。

【尾形委員】

入札額に差があるが、何か理由があるのか。

【契約検査係主任技師】

1者においては、造園業を主体として行っている業者であったため、積算するにあたり不慣れな部分があったのではないかと考えられる。

【伊藤委員長】

公共工事として、看板設置工事はあまり件数があるものではないと思われるため、積算が難しい点もあったのではないかと。

【契約検査係主任技師】

その点も考えられる。

【伊藤委員長】

このような件の工事は、土木工事となるのか。

【財政課長】

看板設置に伴う基礎工事が発生することから、土木工事と考えている。

・ 2020000825 愚公谷配水池流量計更新工事

【契約検査係長】

資料4－5により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【紺野委員】

電磁流量計及び超音波流量計とはなにか。

一般的にこのような更新は他の自治体でも行われているのか。

【水道課長】

電磁流量計は流れを振動でキャッチする流量計であり、超音波流量計は、超音波の発信部と受信部があり、流れで周波数が変わるドップラー効果を利用して流速を計測し、流速から流量を算出する計器である。流質を測る装置そのものが変わるものである。

更新工事であるが、電磁流量計が壊れたため、超音波流量計に付け替える工事である。

【伊藤委員長】

超音波流量計の方が、新しい技術のものか。

【水道課長】

超音波流量計の方が、新しい技術となっている。

【伊藤委員長】

この配水池には、このような装置はいくつ設置されているのか。

【水道課長】

この配水池には、1つのみである。

【伊藤委員長】

この流量計は他社の製品との互換性がないとのことだが、全て取り換えるものではないのか。何か制限があるのか。

【水道施設係長】

監視装置の基盤があり流量計と一体であるが、今回は流量計のみ交換とな

るために、同じ業者の製品でないと交換不可能となっている。

(3) その他

【伊藤委員長】

前回の委員会の際に、伊達市の総合評価の検討について伺ったがどうなっているのか。

【財政課長】

現時点では、具体的にいつから行うのか決まっていない状況であり、福島県で行っている入札方式等を研究している段階である。

【伊藤委員長】

様々なメリット・デメリットが考えられるが、検討するに値する方式であると考えられるため、ぜひ検討していただきたい。

以上で審議を終了する。

3 その他

・次回開催日 令和3年10月

4 閉 会

(午前11時15分)